

理容業 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

(埼玉県理容生活衛生同業組合)

令和2年5月20日

私たちは、以下の全てのことを遵守することを宣言します。

- 1 三密を徹底的に回避します。
 - ・毎時の換気
 - ・一定数以上の入場制限
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・社会的距離（およそ2m）の確保

- 2 感染防止の対策を行います。
 - ・発熱などの症状のある方の入場制限
 - ・発熱などの症状がある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底
 - ・手の触れる場所の消毒
 - ・従業員のマスクの着用
 - ・共用の物品などの最小化
 - ・ゴミを回収する際のマスクと手袋の着用
 - ・鼻水、唾液のついたゴミはビニール袋に入れて密閉
 - ・マスクや手袋を脱着した後の石鹸と流水による手指の洗浄、消毒
 - ・市販の界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を適切に使った清掃
 - ・通常清掃後、不特性多数が触れる環境表面を始業前後に清拭消毒

- 3 安全のための設備にします。
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面する場所のビニールカーテン等による遮蔽
 - ・共用タオルの廃止（ペーパータオルの使用）、ハンドドライヤーの使用中止

- 4 安心に向けた工夫をします。
 - ・事前予約を最大限活用
 - ・衣類のこまめな洗濯

- 5 行いません、行わせません。
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声

- 6 極力制限します。
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での会話の制限

- 7 重症化リスクに配慮します。
 - ・高齢者や持病のある方への配慮（高齢者利用時間の設定など）

- 8 新しい働き方を導入します。
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

- 9 理容業として次の取組を行います。
 - ・こまめな消毒（理容器具はもちろんのこと、手に触れるところや店内のイスは、こまめに消毒する）
 - ※皮膚に接する器具は客一人ごとに消毒
 - ・感染防止のためのマスクの着用
 - ※髭剃りや洗髪などマスクの着用が困難な場合には、会話の禁止などを徹底する
 - ・手指消毒の徹底と検温する
 - ・店舗内の換気をこまめに充分行い密閉を避ける
 - ・タオル、衣服等は蒸気消毒や塩素系漂白剤を使用量の目安に従ってこまめに洗い、完全に乾燥させる
 - ・手洗い、うがいをこまめに行なう
 - ・予約制により密接・密集を避ける
 - ・サロン内での会話を少なくする
 - ・従事者の健康管理に万全をつくす
 - ・紫外線消毒器を活用する